

一般社団法人日本毒性病理学会
名誉会員・功労会員規程

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人日本毒性病理学会（以下「本会」とする。）の定款第3章に基づき、名誉会員・功労会員の就任について定める。

(名誉会員・功労会員候補者の選出)

第2条 理事会は、評議員規定第6条により評議員資格または評議員再任資格を喪失する評議員の内から、名誉会員および功労会員の候補者を決定し、総会に推薦する。

- 2 名誉会員候補者は、(1)理事長・学術年会長経験者と、(2)評議員3名以上の推薦のあった者で理事会において承認された者とする。
- 3 功労会員候補者は、名誉会員候補者以外の該当者で、希望する者全員を功労会員への推薦者とする。功労会員への会員種別の変更を希望しない者は、評議員でない一般会員として会員を継続できる。

(名誉会員・功労会員候補者の就任)

第3条 名誉会員および功労会員の候補者は総会の承認をもって就任する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、本会設立の日より施行する。
2. 上述の理事長、学術年会長、評議員などは本会の前身組織である日本毒性病理学会における役職経験を継承するものとする。